

遠別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

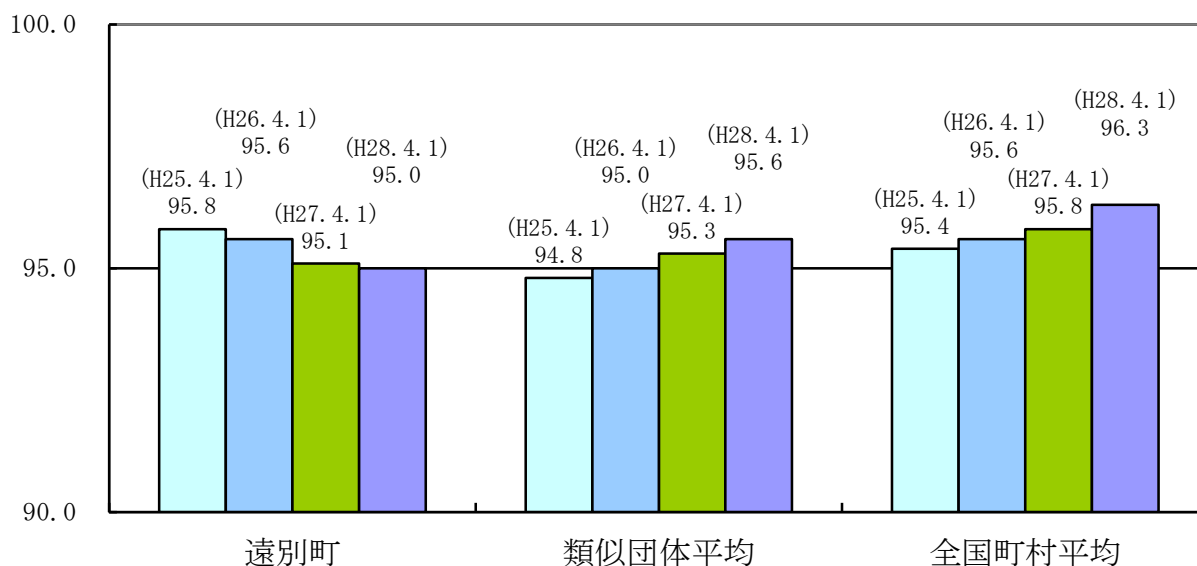
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,811	千円 4,013,440	千円 104,461	千円 599,902	% 14.9	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
27年度	人 65	千円 246,740	千円 30,996	千円 93,036	千円 370,772	千円 5,704	千円 5,459	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ、若年層については引下げを行わず、高齢層については最大4%の引き下げを実施。激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

遠別町では地域手当はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠別町	41.7歳	297,120円	329,353円	328,903円
北海道	44.8歳	333,069円	400,645円	376,425円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	40.9歳	297,503円	339,537円	326,381円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠別町	53.1歳	4人	331,225円	377,444円	359,166円
北海道	52.8歳	250人	343,388円	374,530円	365,358円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	49.3歳	2人	287,296円	311,250円	302,527円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		遠別町	北海道	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	141,200円	144,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

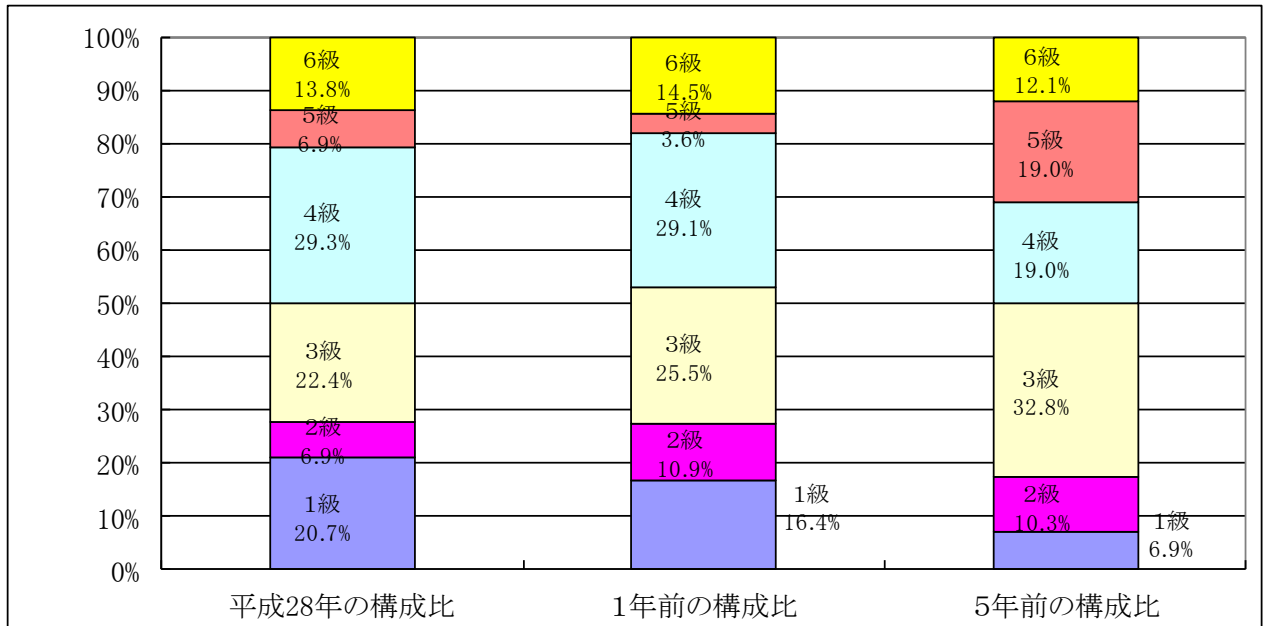
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	239,900円	285,300円	—
	高校卒	209,700円	239,900円	285,300円
技能労務職	高校卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	課長	8人	13.8%	317,000円	409,000円
5級	主幹	4人	6.9%	286,200円	391,800円
4級	係長	17人	29.3%	259,900円	379,800円
3級	主任	13人	22.4%	226,400円	348,800円
2級	主事	4人	6.9%	190,200円	303,000円
1級	主事	12人	20.7%	140,100円	246,100円

- (注) 1 遠別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	遠別町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠別町	北海道	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,358千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,626千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	遠別町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

遠別町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）
1人当たり平均支給額 1,809千円 21,402千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (28年4月1日現在)

遠別町では、地域手当はありません。

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)			0%	
手当の種類 (手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症患者の救護、防疫	千円 0	日額500円以内
医事研修手当	町立病院に勤務する医師	医学研究	千円 0	月額145万円を超えない範囲
夜間看護手当	町立病院に勤務する看護師	勤務の一部が深夜を通じて行われる看護等の業務	千円 0	1回につき7,200円
社会教育主事手当	社会教育主事派遣規則に基づく派遣職員	社会教育主事としての業務	千円 0	月額6万円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	7,127千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	148千円
支給実績 (26年度決算)	7,696千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	163千円

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・扶養親族(配偶者を除く) 1人につき月額6,500円 配偶者がいない場合の1人目 月額11,000円 ・満15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までの期間にある子 1人につき月額5,000円加算 	同		千円 8,181	円 240,621
住 居 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間の場合(家賃が12,000円を超える場合) 23,000円以下の場合12,000円を控除した額 23,000円を超える場合は23,000円を控除した1/2の額(16,000円を限度)に11,000円を加算した額 ・自宅の場合 月額5,000円 	一部異	自宅の場合は支給無し	千円 1,904	円 79,313
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用の場合 運賃等相当額(月額55,000円を限度)を支給 ・自家用車等利用の場合 使用距離に応じて月額2,000~31,600円 	同		千円 0	円 0
管 理 職 手 当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に支給 ・課長等 給料月額の10% ・課長補佐等 給料月額の8% 	異	俸給表別、職務の級別等の区分により定額	千円 4,603	円 418,456
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25 	同		千円 0	円 0
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 11月から3月までの各月の初日に在職する職員に対し、世帯区分に応じて支給 月額8,800~23,360円 	同		千円 5,325	円 90,257

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 830,000円 / 492,000円
	副町長	600,000円	
報 酬	議 長	225,000円	316,000円 / 176,000円
	副議長	190,000円	255,000円 / 122,400円
	議 員	168,000円	233,000円 / 103,000円
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合) 4.10月分	
	副町長	(27年度支給割合) 4.10月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額 × 在職期間 × 5.126	(1期の手当額) (支給時期) 14,352,800円 任期毎
	副町長	給料月額 × 在職期間 × 3.234	7,761,600円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

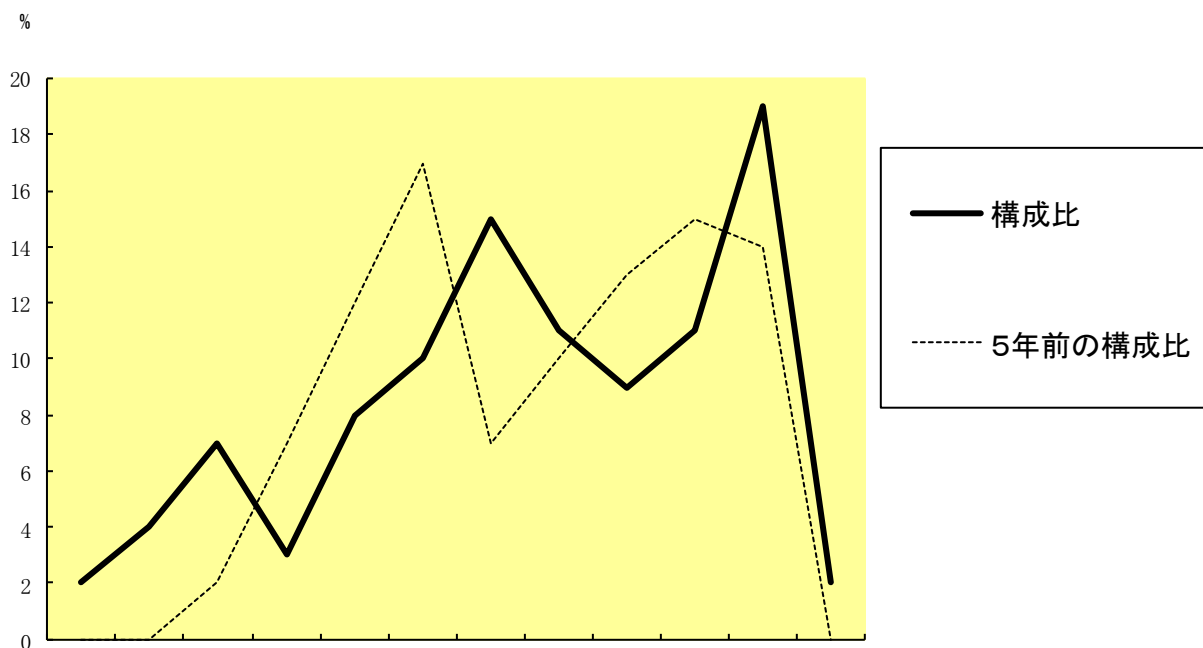
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	総務付け病気休職による増員 国保会計職員との調整による減員 福祉業務の増加に伴う増員及び国保会計職員との調整による増員 観光担当職員の欠員補充による増員
		総務	17	18	1	
		税務	3	2	△1	
		民生	15	17	2	
		衛生	6	6	0	
		農林水産	7	7	0	
商工		1	2	1		
土木	5	5	0			
	計	56	59	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.79人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数181.40人)	
	教育部門	10	10	0		
	小 計	66	69	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 193.89人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数213.85人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院	水 道	24	24	0	薬剤師の不補充による減員及び看護師の補充による増員 民生担当職員との調整による減員(国保会計)及び税務担当職員との調整による増員(国保会計)
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	2	2	0	
			5	5	0	
		小 計	32	32	0	
合 計		98 [108]	101 [108]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 283.81人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	4人	7人	3人	8人	10人	15人	11人	9人	11人	19人	2人	101人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数
一般行政		59	60	57	58	56	59	0
教育		12	12	11	12	10	10	△2
普通会計小計		71	72	68	70	66	69	△2
公営企業等会計		27	26	27	31	32	32	5
合計		98	98	95	101	98	101	3

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。